

令和 7 年第154回
香美町議会（定例会）議案書

令和 7 年 6 月 5 日

香 美 町

令和7年第154回香美町議会（定例会）議案目次

- 報告第 1 号 令和6年度香美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 令和6年度香美町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和6年度香美町水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越報告について
- 報告第 4 号 令和6年度香美町下水道事業企業会計予算における事故繰越額の報告について
- 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第56号 香美町児童生徒送迎自動車の購入契約（その1）を締結することについて
- 議案第57号 香美町児童生徒送迎自動車の購入契約（その2）を締結することについて
- 議案第58号 香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び香美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第59号 香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第60号 香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第61号 香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 議案第62号 令和7年度香美町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和7年度香美町水道事業企業会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和6年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和6年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第68号 令和6年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算の認定につ
いて

報告第1号

令和6年度香美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による繰越明許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和6年度香美町一般会計の繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和6年度 香美町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	電算システム開発事業費	50,097,000	5,024,000	0	682,000	0	0	0	4,342,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策応援券配布事業費	157,099,000	119,011,000	0	39,233,000	0	0	0	79,778,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	57,760,000	12,118,000	0	12,118,000	0	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	畜産業費（一般経常費）	2,150,000	726,000	0	0	0	0	0	726,000
		農村地域防災減災事業費	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0	0
		水利施設等保全高度化事業費	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0	0
	2 林業費	町単独治山事業費	5,506,000	2,500,000	0	0	0	2,500,000	0	0
	3 水産業費	香住東港水産加工排水処理場整備事業費	547,690,000	331,679,000	55,000	0	175,007,000	156,600,000	0	17,000
8 土木費	1 土木管理費	土木総務費（一般経常費）	198,405,000	95,000,000	0	0	0	0	95,000,000	0
	2 道路橋梁費	道路維持費（一般経常費）	59,145,000	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000
		町道新設改良事業費（社会資本整備総合交付金分）	62,400,000	62,000,000	0	29,492,000	0	32,400,000	0	108,000
		町道新設改良事業費（単独分）	174,000,000	45,400,000	0	0	0	45,400,000	0	0
		町道新設改良事業費（道路メンテナンス事業分）	102,527,000	59,800,000	0	33,649,000	0	26,100,000	0	51,000
	3 河川費	河川維持費（一般経常費）	38,400,000	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000
9 消防費	1 消防費	災害対策費（一般経常費）	24,549,000	300,000	0	0	0	0	0	300,000
		地域防災拠点整備事業費	370,424,000	214,891,000	0	64,980,000	0	140,900,000	0	9,011,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	香住小学校費	13,045,000	500,000	500,000	0	0	0	0	0
	3 中学校費	香住第一中学校費	12,589,000	500,000	500,000	0	0	0	0	0
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	26,282,000	6,303,000	0	0	0	0	0	6,303,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	6年現年林業用施設災害復旧費	8,510,000	7,140,000	0	0	0	4,600,000	0	2,540,000
計			1,970,578,000	1,030,892,000	1,055,000	180,154,000	235,007,000	408,500,000	95,000,000	111,176,000

報告第2号

令和6年度香美町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定による事故繰越しについて、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和6年度香美町一般会計の事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和6年度 香美町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	5年現年道路橋梁災害復旧費（繰越明許費）	25,455,400	22,658,100	2,797,300	2,944,600	5,741,900	0	0	0	0	0	5,741,900	令和5年度予算に計上し、災害査定及び発注業務に日数を要したため、令和6年度へ繰り越しを行った。しかし、工事が非出水期での施工となること、また、道路掘削にあたり地盤状況が悪く土砂崩壊があったため、上下水道管の移設が必要となり年度内完了が不可能となった。
計			25,455,400	22,658,100	2,797,300	2,944,600	5,741,900	0	0	0	0	0	5,741,900	

報告第 3 号

令和 6 年度香美町水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越
報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額について、同条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町水道事業企業会計の予算繰越計算書について、その内容を報告するものである。

令和6年度 香美町水道事業企業会計予算繰越計算書
 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国県補助金	企業債	出資金	工事負担金	当年度損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	270,418,000	139,306,767	43,000,000	0	43,000,000	0	0	0	88,111,233	0	不測の事態により 工事が遅延したことによる
計			270,418,000	139,306,767	43,000,000	0	43,000,000	0	0	0	88,111,233	0	

報告第4号

令和6年度香美町下水道事業企業会計予算における事故繰越額の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項のただし書の規定による事故繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和6年度香美町下水道事業企業会計の予算繰越計算書について、その内容を報告するものである。

令和6年度 香美町下水道事業企業会計予算繰越計算書
 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	出資金	当年度損益勘定 留保資金			
1 下水道事業 費用	1 営業費用	解体撤去事業	333,000,000	2,273,700	254,000,000	92,900,000	160,800,000	0	300,000	76,726,300	0	不測の事態により工 事が遅延したことによ る
計			333,000,000	2,273,700	254,000,000	92,900,000	160,800,000	0	300,000	76,726,300	0	

議案第 55 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| 1 住 所 | 香美町小代区神水 | ■■■■■ |
| 2 氏 名 | 毛 戸 は る 美 | |
| 3 生年月日 | ■■■■■ | |

（提案理由）

人権擁護委員 吉田幸子氏 の任期が、令和 7 年 9 月 30 日をもって満了するので、その後任として 毛戸はる美氏 を推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第56号

香美町児童生徒送迎自動車の購入契約（その1）を締結することについて

このたび香美町児童生徒送迎自動車を購入するにあたり、下記のとおり購入契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 香美町児童生徒送迎自動車1台を購入（その1） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金13,010,193円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区七日市41番地
有限会社タムラモータース
代表取締役 田村 和也 |

（提案理由）

香住区小学校の2次再編に伴い、スクールバスで通学する児童が乗車可能な定員を有する車両を購入するものである。

議案第 57 号

香美町児童生徒送迎自動車の購入契約（その 2）を締結することについて

このたび香美町児童生徒送迎自動車を購入するにあたり、下記のとおり購入契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年香美町条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 香美町児童生徒送迎自動車 1 台を購入（その 2） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 12,856,193 円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区森 366 番地の 1
株式会社ナカイ自動車センター
代表取締役 中井 聡 |

（提案理由）

香住区小学校の 2 次再編に伴い、スクールバスで通学する児童が乗車可能な定員を有する車両を購入するものである。

議案第 58 号

香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び香美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び香美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 17 年香美町条例第 28 号）及び香美町職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年香美町条例第 29 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び香美町職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年香美町
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2第1項中「申告、請求又は
申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17
条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、香美町職員の育児休業等に関する条例（平成17
年香美町条例第29号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項
の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に
対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出
生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）
に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 香美町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出
に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して
当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と
家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の
意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対
象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じ
なければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育
児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(香美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 香美町職員の育児休業等に関する条例(平成17年香美町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時

間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令

和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の香美町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の香美町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 59 号

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年香美町条例第 30 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年香美町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1の3の項を削る。

別表第2の3の項を削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 0 号

香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率の改正並びに国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 3 2 号）の施行に伴い、香美町国民健康保険税条例（平成 1 7 年香美町条例第 1 1 6 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

香美町国民健康保険税条例（平成17年香美町条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.59」を「100分の6.05」に改める。

第5条中「21,700円」を「24,000円」に改める。

第5条の2第1号中「15,600円」を「17,000円」に改め、同条第2号中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「11,700円」を「12,750円」に改める。

第6条中「100分の3.36」を「100分の3.23」に改める。

第7条の2中「12,200円」を「12,380円」に改める。

第7条の3第1号中「8,840円」を「8,760円」に改め、同条第2号中「4,420円」を「4,380円」に改め、同条第3号中「6,630円」を「6,570円」に改める。

第8条中「100分の3.31」を「100分の3.06」に改める。

第9条の2中「14,920円」を「13,980円」に改める。

第9条の3中「7,460円」を「7,000円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「15,190円」を「16,800円」に改め、同号イ（ア）中「10,920円」を「11,900円」に改め、同号イ（イ）中「5,460円」を「5,950円」に改め、同号イ（ウ）中「8,190円」を「8,930円」に改め、同号ウ中「8,540円」を「8,670円」に改め、同号エ（ア）中「6,190円」を「6,140円」に改め、同号エ（イ）中「3,100円」を「3,070円」に改め、同号エ（ウ）中「4,650円」を「4,600円」に改め、同号オ中「10,450円」を「9,790円」に改め、同号カ中「5,230円」を「4,900円」に改め、同項第2号中「2

9万5千円」を「30万5千円」に改め、同号ア中「10,850円」を「12,000円」に改め、同号イ（ア）中「7,800円」を「8,500円」に改め、同号イ（イ）中「3,900円」を「4,250円」に改め、同号イ（ウ）中「5,850円」を「6,380円」に改め、同号ウ中「6,100円」を「6,190円」に改め、同号エ（ア）中「4,420円」を「4,380円」に改め、同号エ（イ）中「2,210円」を「2,190円」に改め、同号エ（ウ）中「3,320円」を「3,290円」に改め、同号オ中「7,460円」を「6,990円」に改め、同号カ中「3,730円」を「3,500円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同号ア中「4,340円」を「4,800円」に改め、同号イ（ア）中「3,120円」を「3,400円」に改め、同号イ（イ）中「1,560円」を「1,700円」に改め、同号イ（ウ）中「2,340円」を「2,550円」に改め、同号ウ中「2,440円」を「2,480円」に改め、同号エ（ア）中「1,770円」を「1,760円」に改め、同号エ（イ）中「890円」を「880円」に改め、同号エ（ウ）中「1,330円」を「1,320円」に改め、同号オ中「2,990円」を「2,800円」に改め、同号カ中「1,500円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,260円」を「3,600円」に改め、同号イ中「5,430円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「8,680円」を「9,600円」に改め、同号エ中「10,850円」を「12,000円」に改め、同項第2号ア中「1,830円」を「1,860円」に改め、同号イ中「3,050円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「4,880円」を「4,950円」に改め、同号エ中「6,100円」を「6,190円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の香美町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

兵庫県福祉医療助成事業実施要綱の一部改正に伴い、香美町福祉医療費助成条例（平成 1 7 年香美町条例第 8 3 号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

香美町福祉医療費助成条例（平成17年香美町条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「80万円」を「80万9千円」に改め、同条第17号中「80万円」を「80万9千円」に改める。

第3条の表高齢期移行者の項中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

令和 7 年度香美町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度香美町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,693 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,805,693 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		982,962	4,217	987,179
	1. 国庫負担金	698,775	△7	698,768
	2. 国庫補助金	279,246	4,224	283,470
16. 県支出金		899,774	△2,092	897,682
	1. 県負担金	363,417	△1,634	361,783
	2. 県補助金	356,356	△930	355,426
	3. 委託金	180,001	472	180,473
18. 寄附金		1,313,318	3,000	1,316,318
	1. 寄附金	1,313,318	3,000	1,316,318
19. 繰入金		1,834,844	△3,852	1,830,992
	1. 基金繰入金	1,834,844	△3,852	1,830,992
21. 諸収入		588,002	3,120	591,122
	4. 雑入	553,780	3,120	556,900
22. 町債		1,637,800	1,300	1,639,100
	1. 町債	1,637,800	1,300	1,639,100
歳入合計		16,800,000	5,693	16,805,693

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,029,561	11,053	4,040,614
	1. 総 務 管 理 費	3,789,498	11,053	3,800,551
3. 民 生 費		3,113,708	△2,188	3,111,520
	1. 社 会 福 祉 費	2,152,353	△2,188	2,150,165
6. 農 林 水 産 業 費		819,375	2,000	821,375
	1. 農 業 費	525,401	5,000	530,401
	2. 林 業 費	218,993	△3,000	215,993
7. 商 工 費		1,296,258	605	1,296,863
	1. 商 工 費	1,296,258	605	1,296,863
8. 土 木 費		1,807,241	△13,130	1,794,111
	1. 土 木 管 理 費	116,946	△15,000	101,946
	2. 道 路 橋 梁 費	668,635	2,500	671,135
	7. 水 道 費	141,432	△630	140,802
9. 消 防 費		664,443	6,739	671,182
	1. 消 防 費	664,443	6,739	671,182
10. 教 育 費		1,716,287	614	1,716,901
	3. 中 学 校 費	231,282	614	231,896
歳 出 合 計		16,800,000	5,693	16,805,693

(一般会計)

第2表 地 方 債 補 正

1. 変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林道新設改良事業	14,000	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	12,000	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
急傾斜地崩壊対策事業	18,200				4,700			
消防施設整備事業	5,300				16,400			
電気自動車購入事業	—				700			
村岡有機センター整備事業	—				5,000			

令和 7 年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,845 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,354,891 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		331,437	△2,092	329,345
	1. 国民健康保険税	331,437	△2,092	329,345
5. 繰入金		153,589	2,812	156,401
	1. 他会計繰入金	151,158	△2,188	148,970
	2. 基金繰入金	2,431	5,000	7,431
8. 国庫支出金		0	8,404	8,404
	1. 国庫補助金	0	8,404	8,404
歳入合計		2,035,546	9,124	2,044,670

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		66,484	8,404	74,888
	2. 徴 税 費	1,607	8,404	10,011
3. 国民健康保険事業費納付金		529,168	0	529,168
	1. 医 療 給 付 費 分	357,443	0	357,443
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	127,317	0	127,317
	3. 介 護 納 付 金 分	44,408	0	44,408
8. 予 備 費		2,431	720	3,151
	1. 予 備 費	2,431	720	3,151
歳 出 合 計		2,035,546	9,124	2,044,670

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		9,641	721	10,362
	1. 基金繰入金	9,641	721	10,362
歳入合計		81,700	721	82,421

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 医 業 費		9,810	721	10,531
	1. 医 業 費	9,810	721	10,531
歳 出 合 計		81,700	721	82,421

令和 7 年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収入	第 1 款 水道事業収益	574,101 千円	10,500 千円	584,601 千円
	第 1 項 営 業 収 益	356,848 千円	11,130 千円	367,978 千円
	第 2 項 営 業 外 収 益	217,251 千円	△ 630 千円	216,621 千円
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支出	第 1 款 水道事業費用	635,505 千円	10,500 千円	646,005 千円
	第 1 項 営 業 費 用	603,207 千円	10,500 千円	613,707 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 3 条 予算第 9 条中「85,033千円」を「84,403千円」に改める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（水道事業企業会計）

議案第 6 5 号

令和 6 年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 66 号

令和 6 年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 67 号

令和 6 年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 68 号

令和 6 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 6 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。